

公益財団法人 高松宮妃癌研究基金

## 定 款

平成 2 2 年 6 月 1 日制定

平成 2 4 年 3 月 9 日変更

平成 2 8 年 3 月 2 9 日変更

平成 2 8 年 6 月 1 7 日変更

平成 3 1 年 4 月 1 日変更

## 公益財団法人 高松宮妃癌研究基金 定款目次

第1章	総則	1
	第1条 名称	1
	第2条 事務所	1
第2章	目的及び事業	1
	第3条 目的	1
	第4条 事業	1
第3章	財産及び会計	1
	第5条 財産の種別	1
	第6条 財産の管理運用	1
	第7条 基本財産の処分の制限	2
	第8条 事業年度	2
	第9条 事業計画及び収支予算	2
	第10条 事業報告及び決算	2
	第11条 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け	3
	第12条 会計原則等	3
	第13条 公益目的取得財産残額の算定	3
	第14条 寄附を受けた株式の権利行使	3
第4章	評議員	3
	第15条 評議員	3
	第16条 評議員の選任及び解任	4
	第17条 権限	5
	第18条 任期	5
	第19条 報酬等	5
第5章	評議員会	5
	第20条 構成	5
	第21条 権限	5
	第22条 開催	6
	第23条 招集	6
	第24条 招集の通知	6
	第25条 議長	6
	第26条 決議	7
	第27条 決議の省略	7
	第28条 報告の省略	7
	第29条 議事録	7

第6章	名誉総裁、総裁、役員、会計監査人及び顧問	7
	第30条 名誉総裁及び総裁の設置	7
	第31条 役員及び会計監査人の設置	8
	第32条 役員及び会計監査人の選任	8
	第33条 理事の職務及び権限	8
	第34条 監事の職務及び権限	8
	第35条 会計監査人の職務及び権限	9
	第36条 役員及び会計監査人の任期	9
	第37条 役員及び会計監査人の解任	9
	第38条 報酬等	10
	第39条 責任の免除又は限定	10
	第40条 顧問	10
第7章	理事会	11
	第41条 設置及び構成	11
	第42条 権限	11
	第43条 種類及び開催	11
	第44条 招集	11
	第45条 議長	12
	第46条 決議	12
	第47条 報告の省略	12
	第48条 議事録	12
第8章	学術委員会	12
	第49条 学術委員会	12
第9章	定款の変更及び解散	12
	第50条 定款の変更	13
	第51条 合併等	13
	第52条 解散	13
	第53条 公益認定の取消し等に伴う贈与	13
	第54条 残余財産の帰属	13
第10章	事務局	14
	第55条 事務局及び職員	14
第11章	公告の方法	14
	第56条 公告の方法	14
附 則		15

# 公益財団法人 高松宮妃癌研究基金 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人高松宮妃癌研究基金と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、癌に関する研究を奨励助成し、もってわが国の学術の振興及び人類の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 癌に関する研究を行なう者及び研究機関に対する研究費の助成
- (2) 癌に関する研究において優れた業績を挙げた者に対する褒賞
- (3) 癌に関する講演会及び研究会の開催並びにこれらの開催の助成
- (4) 癌の研究に関する国際交流とその助成
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本国内及び海外で行うものとする。

## 第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産、特定資産及びその他の財産の3種とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。

3 特定資産は、基本財産以外で、理事会の決議により用途を特定の目的に限定した財産とする。

4 その他の財産は、基本財産及び特定資産以外の財産とする。

(財産の管理運用)

第6条 この法人の財産の管理運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議

により別に定める資金運用規程によるものとする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込を記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、臨時評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合は、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第 11 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。

- 2 この法人が基本財産以外の重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。

(会計原則等)

第 12 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 18 条に基づき、特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 13 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 10 条第 3 項第 5 号の書類に記載するものとする。

(寄附を受けた株式の権利行使)

第 14 条 この法人は、寄附を受けて保有する株式について、その株式に係る議決権を行使してはならない。

## 第 4 章 評 議 員

(評議員)

第 15 条 この法人に評議員 10 名以上 15 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 16 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であ

って、総務省設置法第4条1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。）

又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

- (3) この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人とその親族その他特殊の関係がある者の数、又は評議員のいずれか1人とその親族その他特殊の関係がある者の数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(権限)

第17条 評議員は、評議員会を構成し、第21条に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第19条 評議員には、職務執行の対価として、報酬を支給することができる。その額は、毎年度総額100万円を超えないものとする。

2 前項とは別に、評議員には、その職務を行なうために要する費用を支払うことができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員、評議員及び顧問の報酬等並びに費用に関する規程による。

## 第5章 評議員会

(構成)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第21条 評議員会は、次の事項について決議する。



- (1) 理事、監事、評議員及び会計監査人の選任及び解任
- (2) 理事、監事及び顧問の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (6) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 長期借入金並びに基本財産以外の重要な財産の処分及び譲受けの承認
- (9) 公益目的取得財産残額及び残余財産の贈与
- (10) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業全部の廃止
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては第24条第1項の書面に記載した評議員会の目的である条項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第22条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、毎年度1回6月に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合に、いつでも開催することができる。

(招集)

第23条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第24条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第25条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 26 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 31 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 27 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 28 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 29 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には評議員会議長が署名又は記名押印する。

## 第 6 章 名誉総裁、総裁、役員、会計監査人及び顧問

(名誉総裁及び総裁の設置)

第 30 条 この法人に、名誉総裁及び総裁を置くことができる。

- 2 名誉総裁及び総裁は、この法人の象徴とする。
- 3 名誉総裁及び総裁は、理事会の決議により推戴する。

(役員及び会計監査人の設置)

第31条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
  - (2) 監事 2名又は3名
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。
  - 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
  - 4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第32条 理事、監事及び会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。
- 5 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他の特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第33条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の決議に基づきこの法人の日常業務を執行するほか、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、評議員会及び理事会招集並びに理事会議長の職務を代行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第34条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 35 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録を監査し、会計監査報告書を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは当該書面

- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 36 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第 31 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

- 5 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 37 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし監事を解任する場合は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任するこ

とができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。  
(報酬等)

第 38 条 理事及び監事には、職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

- 2 前項とは別に、理事及び監事には、その職務を行なうために要する費用を支払うことができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員、評議員及び顧問の報酬等並びに費用に関する規程による。
- 4 会計監査人の報酬は理事長が理事会の決議を経、かつ監事の過半数の同意を得て定める。

(責任の免除又は限定)

第 39 条 この法人は、役員及び会計監査人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問)

第 40 条 この法人に、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において選任し、理事長が委嘱する。任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 3 顧問は、次の職務を行なう。
  - (1) 理事長の相談に応ずること
  - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

- 4 顧問は、理事長からの要請を受けて理事会に出席することができる。
- 5 顧問には、職務執行の対価として、報酬を支給することができる。
- 6 前項とは別に、顧問には、その職務を行なうために要する費用を支払うことができる。
- 7 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員、評議員及び顧問の報酬等並びに費用に関する規程による。

## 第 7 章 理 事 会

### (設置及び構成)

第 41 条 この法人に理事会を設置する。理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第 42 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長及び常務理事の選定及び解職

### (種類及び開催)

第 43 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、事業年度毎に 6 月及び 3 月の年 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事又は監事が法令で定めるところにより招集したとき。

### (招集)

第 44 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 2 号により理事又は監事が招集する場合を除く。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 5 日前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 45 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 46 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 47 条 理事又は監事若しくは会計監査人が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第 33 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 48 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第 8 章 学術委員会

(学術委員会)

第 49 条 この法人には、第 4 条に規定する助成及び褒賞の対象となる者を選考し、その他この法人の行なう学術活動全般に関する事業の企画を担当するため学術委員会をおく。

- 2 学術委員会は 7 名以上 10 名以内の委員をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験のある者のうちから理事会で選任し、理事長が委嘱する。ただし、この法人の役員及び評議員をこれにあててはならない。
- 4 委員の選任に当っては、委員のいずれかの一人と、親族、或いは同一団体に所属する等、特殊な関係のある者の合計数が、委員現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 5 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。
- 6 学術委員会の運営について必要な事項は、理事会でこれを定める。

## 第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 50 条 この定款は、評議員会において、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上の決議を経て変更することができる。ただし、第 3 条に規定する目的及び第 4 条に規定する公益目的事業並びに第 16 条に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第 53 条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

2 前項にかかわらず、評議員会において、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 4 分の 3 以上の決議を経て、第 3 条に規定する目的及び第 4 条に規定する公益目的事業並びに第 16 条に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

(合併等)

第 51 条 この法人は、評議員会において、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上の決議により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 52 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 202 条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 53 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 54 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であつて租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。



## 第10章 事務局

(事務局及び職員)

第55条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 職員は、有給とする。
- 5 事務局の組織及び事務処理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 8 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理 事	岩 崎 藤 子
理 事	菅 野 明
理 事	北 川 知 行
理 事	佐 藤 庄市郎
理 事	末 舛 惠 一
理 事	高 山 昭 三
理 事	奈 良 久 彌
理 事	廣 澤 眞 信
理 事	廣 橋 説 雄
理 事	渡 辺 進
監 事	平 澤 貞 昭
監 事	村 山 徳五郎

- 4 この法人の最初の代表理事は、次に掲げる者とする。  
理 事 長 高 山 昭 三
- 5 この法人の最初の会計監査人は、次に掲げる者とする。  
公認会計士 大 舘 修
- 6 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

評 議 員	大 崎 仁
評 議 員	北白川 道 久
評 議 員	佐 治 俊 彦

評 議 員 白 壁 英 次  
評 議 員 谷 静 子  
評 議 員 土 屋 了 介  
評 議 員 寺 田 雅 昭

評 議 員 鳥 居 泰 彦  
評 議 員 長 尾 美 奈 子  
評 議 員 中 川 了 滋  
評 議 員 野 村 和 弘  
評 議 員 松 島 泰 次 郎  
評 議 員 山 口 建  
評 議 員 吉 田 美 枝 子  
評 議 員 渡 邊 寛

- 7 この定款の第 39 条の変更は、平成 24 年 3 月 9 日から施行する。
- 8 この定款の第 16 条の変更は、平成 28 年 3 月 29 日から施行する。
- 9 この定款の第 39 条の変更は、平成 28 年 6 月 17 日から施行する。
- 10 この定款の第 16 条、第 26 条、第 44 条、及び第 46 条の変更は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(公益財団法人高松宮妃癌研究基金 設立登記完了日 平成 22 年 6 月 1 日)